

山梨県公報

第十五号

令和元年

六月二十七日

木曜日

公告

● 換地処分の実施
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
県営畑地帯総合整備事業(御勅使川沿岸地区第四工区)の換地処分を令和元年五月三十
一日実施した。

令和元年六月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

目次

- 家畜等の移動を禁止する区域の指定の解除……………一三七
○道路の供用開始……………一三七
公告……………一三七
○換地処分の実施……………一三七

告示

山梨県告示第三十六号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四條第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみづばち等の移動を禁止する区域の指定(令和元年山梨県告示第十六号)は、解除する。

令和元年六月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和元年七月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	茅野北杜葎崎線	北杜市長坂町富岡字富岡三一番四地先から北杜市須玉町若神子新町字五軒家一四五〇番一地先まで	九三・〇	令和元年六月二十八日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番